厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	
第五十条第一項第十号	払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	払渡希望金融機関名及預金口座ノ口座番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及第五条第二項ノ規定ニ依ル登録ニ係ル預貯金口座（以下公金受取口座ト称ス）ヘノ払込ミヲ希望スル者ニ在リテハ公金受取口座ヘノ払込ミヲ希望スル旨ヲ含ム）
（略）	（略）	（略）
第五十条第二項第十一号、第六十八条ノ二第二項第八号、第八十一条第三項第十八号、第八十一条ノ二第二項第九号及び第八十一条ノ四第二項第八号	預金通帳ノ記号番号ノ当該払渡希望金融機関ノ証明書	預金口座ノ口座番号ノ当該払渡希望金融機関ノ証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類
（略）	（略）	（略）
第六十二条ノ二	三　払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	三　次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々次ニ掲グル事項 イ　払渡シヲ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者（ロ及ハニ掲グル者ヲ除ク）　払渡希望金融機関名並ニ預金口座ノ名義及口座番号

厚生省令第四十八号」という。）附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	
第五十条第一項第十号及び第二項第十一号、第六十六条第一項第五号、第六十八条ノ二第一項第十号及び第二項第八号、第八十一条第二項第二十二号及び第三項第十八号、第八十一条ノ二第一項第十四号及び第二項第九号並びに第八十一条ノ四第一項第十一号及び第二項第八号	預金通帳ノ記号番号	預金口座ノ口座番号
（略）	（略）	（略）
第五十条第二項第十一号、第六十八条ノ二第二項第八号、第八十一条第三項第十八号、第八十一条ノ二第二項第九号及び第八十一条ノ四第二項第八号	証明書	証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類
（略）	（略）	（略）
第六十二条ノ二	三　払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	三　次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々次ニ掲グル事項 イ　払渡シヲ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者（ロニ掲グル者ヲ除ク）　払渡希望金融機関名並ニ預金口座ノ名義及口座番号